

第2回真空の匠，第1回フェロー，第1回学会賞 候補業績募集要項

一般社団法人日本真空学会

本賞は，真空科学技術，およびその関連分野等（例えば，表面・薄膜などの分野も含む）の進歩，ならびに，その産業利用の発展，あるいはそれらに関連する教育・学会活動への貢献に関し，この分野において成し遂げられた多大な功労や顕著な功績を規程により表彰するものです。

真空の匠・フェロー・学会賞候補に推薦され，また応募された業績に対して審査を行いますので，自薦他薦とも下記要領によりご応募下さい。

記

- 提出書類：A4判の書類（書式・頁数任意）に下記内容をご記載願います。
 - 推薦者名または応募者名（現（旧）所属と連絡先住所やメールアドレス等）
 - 推薦理由または応募理由（800字以内）
 - 業績リスト：特許や研究・技術発表，業績を示す関係事項，たとえば関連技術を利用した製品の販売数量等
特許の場合は，特許名と出願者および登録番号・登録年月日等。
論文・解説・技術資料等の場合は論文名・著者名・J. Vac. Soc. Jpn. 号・巻・頁等。
学会発表の場合は，講演会名・場所・年月日・タイトル・著者名等
- 提出先：一般社団法人日本真空学会事務局
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館306号室
TEL: 03-3431-4395, E-mail: ofc-vs@vacuum-jp.org
- 表彰対象者：日本真空学会正会員（法人会員として活動され，受賞時に正会員に登録された方を含む）
- 提出期限：平成26年5月30日（金）（厳守）

以上

一般社団法人日本真空学会 真空の匠 規程

- （目的） 審議し，受賞者を決定する。
- 第1条 本表彰は，日本真空学会に関連した真空関連技術（表彰）
に長年専心し，あるいは，オリジナルな真空関連技術開発の先鞭をつけた一般社団法人日本真空学会（以下「本会」という）の正会員に対して日本真空学会真空の匠を授与し，その功績を称えることを目的とする。
- 第4条 表彰は，真空に関する連合講演会において行い，受賞者には賞状を授与し，楯を贈呈する。（受賞業績の公開）
- （推薦） 第5条 受賞者は，真空に関する連合講演会において受賞業績の発表を行うものとする。
- 第2条 本会正会員および法人会員は別途定められた形式による推薦書によって学会賞の受賞候補者を推薦することができる。（規程の改廃）
- 第6条 この規程は理事会の決議を経て変更することができる。
- （選定） 付則
第3条 顕彰審査会は，推薦された候補者の中から毎年若干名の受賞にふさわしい候補者を選考して，理事会に推薦する。理事会は顕彰審査会から推薦された候補者について この規程は平成26年1月30日から実施する。

一般社団法人日本真空学会 フェロー 規程

- （目的） 関連する科学・技術とその産業利用の進歩発展，あるいはそれらに関連する教育・公益活動に関して顕著な業績をあげた正会員に対し，日本真空学会フェロー（以下，「フェ
- 第1条 一般社団法人日本真空学会（以下「本会」という）は，本会における継続的な活動を通じて真空，表面および

ロー」という)の称号を授与し、その功績を称えとともに、本会を代表するにふさわしい会員としてのリーダーシップの発揮を奨励する。

(対象)

第2条 表彰の対象となる者は、原則として正会員もしくは法人会員に所属する個人として在籍した年数が10年以上の者であり、フェローの称号授与後、10年程度正会員として活動が可能なものとする。

(定員)

第3条 フェローの総数は全正会員の3%程度を上限とする。

(任期)

第4条 フェローの称号を授与された者は、本会正会員である期間その称号を名乗ることができる。ただし、名誉会員、功労会員あるいはシニア会員となる場合は称号を返上するものとする。

(役割)

第5条 フェローの称号を授与された者は、本会を代表する会員としてリーダーシップを発揮し、本会活動一般に対して積極的に関わることを奨励する。

(候補者の推薦)

第6条 本会名誉会員、功労会員、シニア会員、在籍期間が累計10年以上の正会員および法人会員は別途定められた形式による推薦書によってフェロー候補者を推薦することができる。

(フェローの選出)

第7条 表彰審査会は、推薦された候補者の中からフェローにふさわしい候補者を選考して、理事会に推薦する。理事会は表彰審査会から推薦された候補者について審議し、フェローを決定する。

(表彰)

第8条 表彰は、真空に関する連合講演会において行い、受賞者には賞状を授与する。

(規程の改廃)

第9条 この規程は理事会の決議を経て変更することができる。

付則

この規程は平成26年1月30日から実施する。

一般社団法人日本真空学会 学会賞 規程

(目的)

第1条 本表彰は、真空、表面および関連する科学・技術とその産業利用の進歩発展に関して顕著な功績をあげた一般社団法人日本真空学会(以下「本会」という)の正会員に対して日本真空学会学会賞を授与し、その功績を称えることを目的とする。

(推薦)

第2条 本会正会員および法人会員は別途定められた形式による推薦書によって学会賞の受賞候補者を推薦することができる。

(選定)

第3条 表彰審査会は、推薦された候補者の中から毎年2名以内の受賞にふさわしい候補者を選考して、理事会に推薦する。理事会は表彰審査会から推薦された候補者につい

て審議し、受賞者を決定する。

(表彰)

第4条 表彰は、真空に関する連合講演会において行い、受賞者には賞状を授与し、楯を贈呈する。

(受賞業績の公開)

第5条 受賞者は、真空に関する連合講演会において受賞業績の発表を行うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程は理事会の決議を経て変更することができる。

付則

この規程は平成26年1月30日から実施する。